様式第二の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の13第１項（」を「平成26年旧措置法第68条の13第１項（平成26年旧措置法」に、「別表六の二（十一）「28」」を「別表六の二（十）「28」」に改め、同項の次に次のように加える。

沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第１項（第42条の９第１項の表の第５号）	10480	法規別表六の二（十）「28」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は平成24年旧措置法」を「、平成26年旧措置法第68条の13第２項（平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第１号から第５号まで）又は平成24年旧措置法」に、「別表六の二（十一）「41」」を「別表六の二（十）「41」」に改め、同表沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却の項及び沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第33条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法（以下この表において「平成24年旧効力措置法」という。）第68条の14第１項）	10083	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成24年旧効力措置法第68条の14第３項	10085	法規別表六の二(十一)「41」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第１号イ）	10481	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の14第１項（第42条の10第１項第１号イ))	10482	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の14第１項（第42条の10第１項第１号イ))	10483	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第１号ロ）	10484	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の14第１項（第42条の10第１項第１号ロ))	10485	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の14第１項（第42条の10第１項第１号ロ))	10486	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第２号）	10487	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）(第68条の14第１項（第42条の10第１項第２号))	10488	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の14第１項（第42条の10第１項第２号))	10489	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の14第２項	10490	法規別表六の二(十二)「28」の欄の金額
	第68条の14第３項	10491	法規別表六の二(十二)「37」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の２第１項	10423	法規別表六の二(十四)「22」の欄の金額